

新潟市告示第 247 号

新潟市中之口地区体育施設等使用料の徴収事務委託について

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、新潟市中之口地区体育施設等使用料の徴収事務を委託したので、下記のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

新潟市長 中原 八一

記

1 委託先の名称及び代表者

名称 中之口・潟東地区体育施設運営グループ

代表者 株式会社新潟ビルサービス 代表取締役 鈴木 英介

2 使用料の徴収事務委託をする施設の名称

- ・新潟市中之口体育館
- ・新潟市中之口野球場
- ・新潟市中之口テニスコート
- ・新潟市中之口 B & G 海洋センタープール
- ・新潟市潟東サルビアサッカー場

3 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日